

居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、就労不能損害（平成23年12月から平成27年2月まで）、財物損害（人形等）が賠償されたほか、避難に伴い旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する墓地が遠方になったことから墓地の移転を要したとして墓地移転費用（東京電力の自主賠償基準において旧緊急時避難準備区域は賠償対象外である。）のうち7割が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和〇年〇月〇日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目及び期間に対する和解金として、金585万0000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年11月4日

(別紙)

令和〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
就労不能損害	平成 23 年 12 月 1 日～ 平成 27 年 2 月 28 日	5,850,000 円	月額 15 万円×39 ヶ月
一部和解 合計額(①)		5,850,000 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	5,850,000 円

居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、就労不能損害（平成23年12月から平成27年2月まで）、財物損害（人形等）が賠償されたほか、避難に伴い旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する墓地が遠方になったことから墓地の移転を要したとして墓地移転費用（東京電力の自主賠償基準において旧緊急時避難準備区域は賠償対象外である。）のうち7割が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が、平成31年1月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 2 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 就労不能損害

金585万0000円

（期間 平成23年12月1日から同27年2月28日まで）

2 財物損害（申立書添付の写真の武者人形、藤娘、ひな人形）

金20万0000円

3 南相馬市原町区〇〇所在の墓の茨城県水戸市〇〇霊園への移転費用

金107万8000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第2記載の損害項目及び期間についての和解金として、金712万8000円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、令和3年11月4日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、金585万00

00円を支払い済みであることを確認する。

第5 支払方法

(省略)

第6 清算条項

申立人と被申立人は、第2記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年3月7日

(仲介委員 山下 純司)